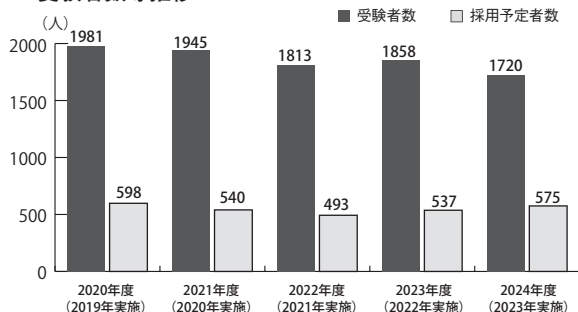


# 福島県

面積	13,784 km <sup>2</sup>
人口	1,741,824 人
県の花	ネモトシャクナゲ
県の木	ケヤキ
県の鳥	キビタキ

求める教員像	<p>○「福島らしさ」をいかした多様性を力に変える教育と、福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を実践する教員</p> <p>○高い倫理観と教育に対する情熱・使命感を持ち、児童生徒に伴走しながら学び続ける教員</p> <p>○心身共に健康で、自らの強みや指導力をいかし、チームとして多様化・複雑化する教育ニーズに対応する教員</p>
出願期間	<p>公開日 4月19日(金)</p> <p>郵送のみ 5月1日(水)~5月22日(水)〈簡易書留又は一般書留・消印有効〉</p>
試験日程	<p>1次試験 試験日 7月13日(土)・14日(日) 合格発表日 8月20日(火)</p> <p>2次試験 試験日 [小]9月7日(土) [中・養]9月8日(日) [高・特]9月7日(土)・8日(日)</p> <p>合格発表日 10月15日(火)</p>
年齢制限	昭和40年4月2日以降に生まれた者
募集教科	<p>[小] [中] 国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語 [高] 国語, 地理歴史(世界史, 日本史, 地理), 公民(倫理, 政治・経済), 数学, 理科(物理, 化学, 生物, 地学), 保健体育, 音楽, 美術, 書道, 英語, 家庭, 情報, 農業(作物・園芸, 農業土木, 食品科学, 畜産), 工業(機械, 電気・電子, 建築・土木, 工業化学), 商業, 水産(情報通信), 福祉 [特] (小) (中) [中]と同一教科 (高) [高]と同一教科・科目(ただし, 理療を加え, 書道, 水産を除く) [養]</p>
特記事項	<p>■特別選考 ●特別選考Ⅰ(教職経験者特別選考) 教諭等として継続して2年以上の教職経験がある者は, 1次を免除。●特別選考Ⅱ(臨時的任用職員等経験者特別選考) 県内国公立の臨時的任用職員等として直近3年度間に通算15月以上の教職経験がある者は, 1次の教職を免除。●特別選考Ⅲ(スポーツ・芸術等特別選考) [高] 志願者で, 芸術分野の演劇において規定の要件を満たす者は, 事前審査の上, 1次の教職・専門・実技に代えて, 個人面接を実施。●特別選考Ⅳ(社会人経験等特別選考) [高・特(高)] 情報, 農業(食品科学) 志願者で, 規定の要件を満たす者は, 事前審査の上, 1次の教職・専門・実技に代えて, 個人面接を実施。●大学推薦特別選考 規定の要件を満たし, 大学等の推薦を受けた者は, 1次の教職を免除。●大学3年生等特別選考 募集校種, 教科(科目等): 令和7年度採用と同じ(ただし, 理療を除く)。現在大学3年生等で, 教員免許状を令和8年3月31日までに取得見込の者は, 1次を受験可能。選考通過者は令和8年度試験の1次を免除。</p> <p>■障がいのある志願者への合理的配慮の提供 合理的配慮の提供を個別に決定。</p> <p>■免除 令和6年度の1次に合格し, 2次を受験し名簿登載にならなかった受験者は, 同一の校種等, 教科(科目等)を志願する場合は, 1次を免除。</p>

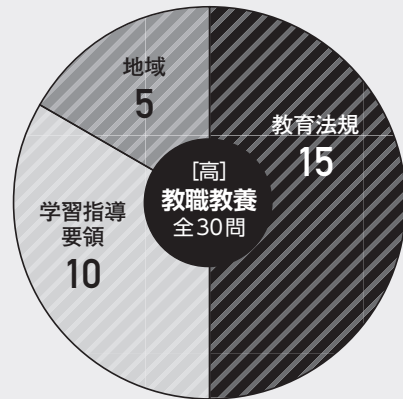
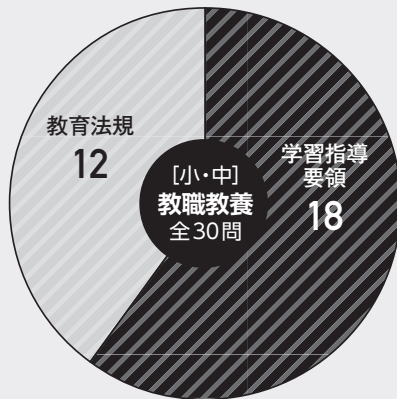
## ▼受験者数等推移



## ▼令和4年度 問題行動調査でのいじめの認知件数と不登校児童・生徒数

	小学校	中学校	高等学校
いじめ(件)	5,800	1,448	261
不登校(人)	1,049	2,497	430

## 2025年度(2024年実施)筆記試験DATA



\*「地域」には「教育時事」も含まれる。

- ▶ 必出の学習指導要領総則
- ▶ 教育法規は教育基本法と地方公務員法(服務規定)
- ▶ 高校では教育時事のご当地問題が要注意

まずは小・中学校教諭の出題傾向である。学習指導要領では総則が必出である。今年度は「第1小(中学校教育の基本と教育課程の役割)から生きる力や確かな学力に関する問題と、「第4 児童(生徒)の発達の支援」の「2 特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導」から不登校児童(生徒)への配慮についての問題が出題された。このほか、特別の教科道徳から「第1 目標」に関する問題と、特別活動から「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」のうち、学級活動の理解を問う問題も出題されている。

教育法規では教育基本法と地方公務員法(服務)が必出である。今年度は教育基本法第3条(生涯学習の理念)、第4条(教育の機会均等)、第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)、地方公務員法第30条(服務の根本基準)、第31条(服務の宣誓)、第34条(秘密を守る義務)が、それぞれ出題された。また、頻出の学校教育法も出題されている。

次に高校教諭の出題傾向である。学習指導要領では総則が必出であり、今年度は「第1款 高等学校教育

の基本と教育課程の役割」からカリキュラム・マネジメントに関する問題と、「第7款 道徳教育に関する配慮事項」から道徳教育を進めるに当たっての留意事項と配慮事項の理解を問う問題がみられた。

教育時事では例年、ご当地問題が必出である。今年度は、昨年度に続いて「第7次福島県総合教育計画(2021年)の「第4章 施策の展開」から「施策3」の「学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる」の理解を問う問題が出題された。

教育法規では教育基本法と地方公務員法(服務)が必出である。今年度は教育基本法第3条(生涯学習の理念)、第9条(教員)、地方公務員法第34条(秘密を守る義務)が出題された。このほか、頻出のいじめ防止対策推進法から第23条(いじめに対する措置)に関する問題や、学校教育法、障害者基本法の理解を問う問題も出題されている。